|  |
| --- |
| **引き続き農業経営を行っている旨の証明****添付書類** |

|  |
| --- |
| **添 付 書 類** |
| １ | 証明願（２通） |  |
| ２ | 委任状 | ※相続人及び代理人の押印が必要 |
| ３ | 農業相続人状況確認書 |  |
| ４ | 公図の写し（土地区画整理事業地内は仮換地証明書） | ※写し可※前回証明時から農地の形態などに変更がない場合は、前回提出した公図の写しと同じものでも可 |
| ５ | 測量図（通路や倉庫を除外するなど、筆の一部を特例農地として受けている場合） | ※写し可 |
| ６ | その他必要と認められる書類 |  |

※特例を受けている農地を、農業経営基盤強化促進法による利用権設定又は農地中間管理機構を介して貸付けている場合は「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願」も併せてご提出ください。

※特例を受けている農地で市民農園を開設している場合は「引き続き農園用地貸付けを行っている旨の証明願」も併せてご提出ください。

|  |
| --- |
| **ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。**〒３３０－９５８８さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号　さいたま市役所10階さいたま市農業委員会事務局　農地調整課　農地調整係Tel　０４８－８２９－１９０３Fax　０４８－８２９－１９６６ |